

第1 横浜市総合リハビリテーションセンター運営事業

横浜市におけるリハビリテーションセンターの中核施設として、小児から成人に至るまでのライフステージに沿った一貫したリハビリテーションサービスを提供します。引き続き、学齢障害児への支援体制の強化、高次脳機能障害への取組みなど、多様化する利用者のニーズを的確に捉えながら、障害児者が地域で安定した生活を送ることができるように支援を行います。

今年度は、主に就学前の高機能発達障害児を対象とした児童デイサービス事業所を開設し、週1回の集団療育や保護者支援、関係機関への技術支援等を行います。

また、それぞれの部門で、利用者の満足度に着目して、適宜アンケート等を実施しながら、今後のサービス向上に努めます。

【社会福祉事業】

1 児童福祉施設

1-1 横浜市総合リハビリテーションセンター肢体不自由児通園施設

(1) 運営方針

主に港北区の就学前の運動発達に遅れがみられる肢体不自由児や重症心身障害児等を対象に、集団および個別での専門性の高い療育を実施します。

原則として親子通園の形態をとり、保護者が療育場面に参加することで、療育の基本的な考え方や技術、介助法や児童の特徴を学ぶための支援を行います。児童の状態や療育の進展状況によって、児童のみの単独通園や親子分離の形態も取り入れながら、通園のみでなく家庭や地域生活で療育効果が発揮されるよう支援を行います。

今年度も、重症心身障害児に対する療育内容の充実を図るとともに、知的障害や広汎性発達障害を伴う運動障害児に対して、社会性を高めていけるように地域の関係機関との連携を深め、プログラムの充実に取り組みます。

(2) 平成23年度における重点的な取組み

ア 通園療育が対象とする障害像の多様化に伴い、各々の障害特性に応じた療育プログラムの実践に取り組みます。

イ 主な就学先である特別支援学校との引き継ぎを含めた連携のあり方及び具体的な方法について見直し、整理します。

ウ 運動機能に障害がある方たちのライフステージに沿った連続したサービスの一つとして、外来部門と連携をとりながら保護者教室のテーマを整理して実施します。

(3) 定員 40人

(4) 通園設定日数 212日

(5) 事業内容

ア 集団活動

感覚・認知能力の向上、情緒の発達、社会性の育成を図るために、種々の教材や運動等を取り入れたプログラムを、集団で実施していきます。親子ともに活動のできるプログラムを実施するとともに、年齢に応じて保護者と離れて活動するプログラムも増やします。

イ 個別活動

集団での活動と並行して、児童個々の発達を促すための課題を設定し、個別の評価・訓練、家庭訪問等個々の状況に合わせた支援を実施します。

ウ 生活支援

食事、着替え等の日常生活能力及び健康の増進を図るための支援を集団、個別の場面で実施します。また、社会性や自立心を育てる観点から単独通園を実施します。

エ 治療・機能訓練

運動機能の向上及び二次障害の予防のために、機能的障害の状況に応じた個別評価・治療・機能訓練を実施します。口腔機能の向上を図るため、給食の時間を利用して摂食機能療法を行います。また、必要に応じ、診療部門の親子入院を活用した療育も実施します。これらの実施に際しては、保護者に対しても支援していくことにより療育効果を高めます。

オ 保護者への支援

保護者の療育場面への参加、個別面談、クラス懇談会、保護者教室、家族教室等をとおして、障害に対する理解の促進を図り家庭生活と療育に一貫性をもたせ、療育効果が家庭でも発揮できるよう支援をします。

カ 行事

誕生会、園外プログラム、レクリエーション大会、おたのしみ会等定例的な行事のほか、季節感のある行事を実施します。

キ 並行利用先との連携

通園児が並行利用している幼稚園・保育所での児童の状況を把握した上で、保護者や並行利用先のニーズに応じて統合保育への支援を行います。

ク 保育所との交流

健常児と共に遊ぶ機会の少ない通園児に対し、情緒や社会性の発達を促すことを目的に、引き続き近隣保育所との交流を実施します。

ケ 保育所への支援

横浜市内の保育所での障害児受け入れを支援するために、引き続き港北区内の保育所保育士を対象に実地研修の受入れを行います。

コ 療育研究会の開催

市内関係機関スタッフ及び事業団職員の療育技術の向上を図るため、関係部課と連携して療育研究会を開催します。